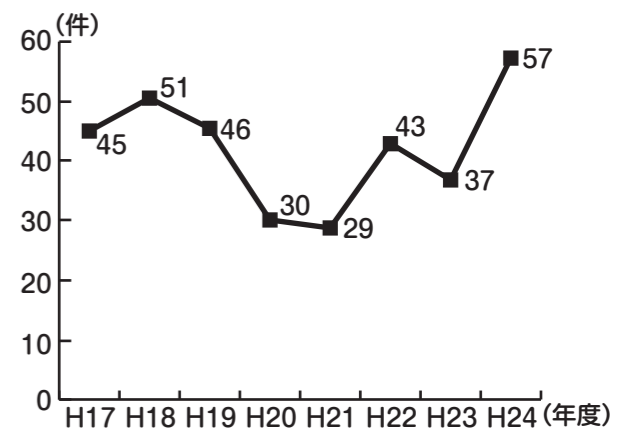


幼い子どもたちのSOSを みすごさないで！

児童虐待問題は社会全体で解決すべき課題であり、行政・関係機関だけでなく、地域住民の理解と協力が必要です。
みなさんもこの機会に児童虐待について考えてみませんか。

田川市の児童虐待相談受付件数の推移



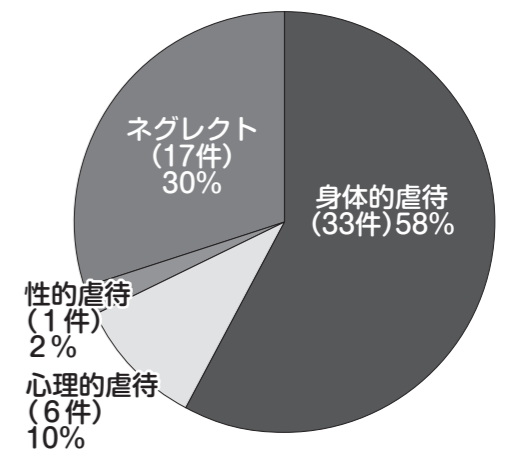
児童虐待防止 推進月間とは

児童虐待が社会問題として認識されるようになり、平成12年に児童虐待の防止とその対応を推進するために制定された「児童虐待防止法」。しかし児童虐待は、13年経過した今でもなくなっておりません。こうした状況の中で、厚生労働省では平成16年度から児童虐待防止法が制定された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、さまざまな団体などに参加を求め児童虐待を防ぐための取り組みを推進しています。

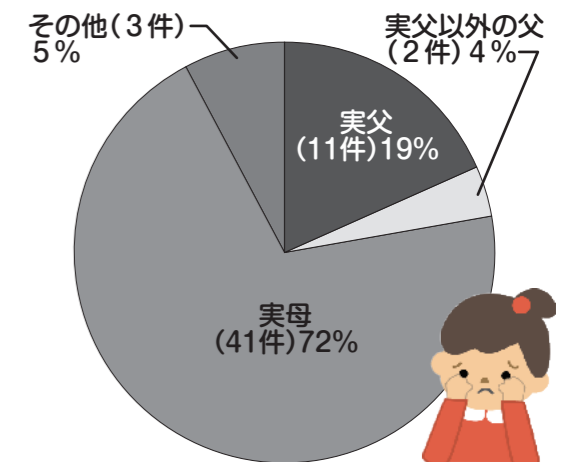
児童虐待って？

児童虐待とは、親や保護者によってなされる子どもへの心身を傷つけ、健全な成長発達を損なう行為です。

児童虐待相談内容



児童虐待相談における虐待者の内訳



児童虐待 相談件数の実情

厚生労働省が発表した平成24年度における全国の児童相談所が受け付けた児童虐待相談件数は、6万6千807件。そのうち福岡県内での相談件数は1千912件に上り、平成2年以降、過去最多を記録しました。

また、田川市の児童相談窓口(子育て支援課)で平成24年度に受け付けた児童虐待相談は396件、そのうちの57件が児童虐待相談と、統計を取り始めた平成17年度から過去最多となりました。

●**身体的虐待**
打撲、あざ、やけどなどの外傷が生じるおそれのある暴行、首を絞める、湯船に沈める、寒い時期に冷たいシャワーを浴びさせる、長時間戸外に閉め出すなどの危険な行為
・意図的に子どもを病気にさせるなど

●**心理的虐待**
大声で怒鳴り続けたり、のしり続けたり、脅迫したりする。
・無視したり拒否的な態度をとり続けたりする。
・ほかのきょうだいと著しく差別する。
・自尊心を傷つける言葉を繰り返して使う。
・配偶者のDV(暴力、暴言、無視)などを子どもに見せる など

●**性的虐待**
児童ポルノの被写体にする。
・子どもに性器や性交を見せる。
・子どもに性器を触ったり、子どもに性器を触らせたりする。
・子どもに対して性的行為を強要する など

●**ネグレクト**
(育児放棄、育児怠慢)
十分な食事を与えない。
・体や環境を不潔なままにする。
・病気になることも、医療機関を受診させない。
・小さな子どもを家や車に残したまま外出する。
・登校を禁止する。
・年齢や発達に著しく不釣り合いな養育をする など

児童虐待相談内容

田川市での児童虐待相談件数57件のうち、暴行などの身体的虐待が33件と最も多く、全体の58%を占めました。次いで、食事を与えないなど育児放棄のネグレクトが17件、暴言を吐くなどの心理的虐待が6件、性的虐待が1件となりました。また、虐待者については、実母が41件と最も多く全体の72%を占め、次いで、実父が11件、実父以外の父親が2件、その他3件という結果となりました。

児童虐待防止に 向けての課題点

これらの結果から、児童虐待相談件数が増加傾向にあることが分かり、児童虐待への関心が高まっていることが考えられます。
しかし、いまだに次のような事例が少なくありません。

事例①
深刻な事例であったにも関わらず通告がなく、虐待を受けた子どもが亡くなるという結果に至った。

事例②
通告があったが、その子どもと家族を特定できず、対応が遅れたり、対応ができなかったりした。

こんなことを気にして 通告をためらっていませんか

① **どうもひどい...
あてはまらないんだけど...**
みなさんが伝えた事実や心配た



と感じた内容に基づいて、市や児童相談所がさまざまな調査を行います。虐待かどうかの判断はそれらを総合して市や児童相談所が行います。

② **間違っていたらどうしよう...
ムリなのかな...**
通告を受けた市や児童相談所は、通告者を特定する情報を漏らしてはいけないことが法律で定められています。また、たとえ間違いの通告であっても、通告者が責任を問われることはありません。

③ **ママもパパも悪い人には
見えないんだよ...**
子育てに一生懸命になりすぎて、どっしりいらいわからなくなる。そんなことから虐待は起る可能性があります。

みなさんからの一報が子どもだけでなくそんな保護者をも救うことにつながります。

児童虐待の相談や通告は こちらをお願いします

市役所子育て支援課

- とき 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時
- ところ 田川市中央町1番1号
- 問い合わせ ☎44-2000(内線163)

田川児童相談所

- とき 毎日24時間
- ところ 田川市弓削田188番地
- 問い合わせ ☎42-0499

田川保健福祉事務所

- とき 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分
- ところ 田川市大字伊田3292番地2
- 問い合わせ ☎42-9315

ひとりで悩まず気軽に相談を

子育てには、悩みや不安はつきものです。市にはいろいろな子育て相談窓口があります。相談はすべて無料です。ひとりで抱え込まず気軽に相談ください。

田川市子育て支援センター

- とき 月～金(祝日を除く) 9時～17時
- ところ 田川市平松町3番36号
- 問い合わせ ☎44-4316

子ども相談ホットライン

子どもの発達や障害、しつけ、非行、不登校、児童虐待など、子どもに関する総合相談窓口です。保健師と家庭児童相談員が電話や面接、訪問相談に応じます。

- とき 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時
- ところ 田川市中央町1番1号(子育て支援課)
- 問い合わせ ☎44-0678

田川市保健センター

保健師や管理栄養士などが電話や面接による子育て相談に応じます。また、月に1～3回、臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士による個別相談も実施しています(完全予約制)。

- とき 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時
- ところ 田川市大字伊田2550番地1
- 問い合わせ ☎44-8270

福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンター

小・中・高校に通う子どもと保護者を対象に、不登校やひきこもりに悩む子どもたちの将来の社会的自立を目標にした、専門的な支援を行うための電話、面談相談に応じます。

- とき 月～金(祝日を除く) 9時～17時
- ところ 田川市伊田4395番地
- 問い合わせ ☎42-1346

